（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

2　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

図書の種類	明示すべき事項
（略）	
配置図	（略）
	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第百三十八条第四項第二号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
（略）	

3～8　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一　（略）

十二　建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

（略）	
令第百九条の十の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第百九条の十の技術的基準に適合する構造
（略）	
令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は令第百九条の九の技術的基準に適合する構造
（略）	
令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第一号ロ⑷の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第一号ロ⑷の技術的基準に適合する防火設備
（略）	

十三～十六　（略）

2～4　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

2　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

図書の種類	明示すべき事項
（略）	
配置図	（略）
	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第百三十八条第四項第二号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
（略）	

3～8　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一　（略）

十二　建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

（略）	
令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第百九条の九の技術的基準に適合する構造
（略）	
令第百九条の八の技術的基準に適合する構造	令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は令第百九条の八の技術的基準に適合する構造
（略）	
令第百三十六条の二第三号イ⑵の技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、令第百三十六条の二第三号イ⑵の技術的基準に適合する防火設備又は令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備
（略）	

十三～十六　（略）

2～4　（略）